

アルバイト求人についてお願い

崇城大学 学生厚生課長

1. 求人は学生厚生課の窓口で受け付けます。
電話による申し込みは受け付けておりませんので、ご了承ください。
2. アルバイト学生の就労中、事故がないように事前に十分な指導をお願いします。万一、死傷事故があった場合は、雇用主において責任を負っていただきます。なお、アルバイト学生にも労災保険が適用するようにしてください。
3. 作業内容は、求人申込書に記載された作業以外には就労させないようお願いします。
4. アルバイト期間・時間・待遇など当初の申し込み条件は変更できません。
5. 就労時間については、次のとおりです。(休暇中は、この限りではありません。)
 - ※ 平日は、18:00～22:00とする。
 - ※ 実就労時間は8時間を越えないものとする。
 - ※ 土日・祝日は、実就労時間8時間を越えなければ、朝からでも可。
ただし、夜間は22:00までとする。
6. 労働条件が他と著しく低いもの(熊本県最低賃金を下回るもの)や、労働条件が不明確なものは斡旋できません。
7. 学生に関する個人情報については、お知らせできません。よって、採用時に必ず学生本人に直接、ご確認ください。
8. 受付日から原則として2週間、アルバイト求人の掲示をします。(試験期間中等掲示できないこともあります。)それ以後の掲示の継続については、前回と同じ内容の場合に限り、電話にて受け付けます。
9. 雇用主は、アルバイト募集の必要がなくなったとき(募集人員に達したとき)、または都合で募集人員に変更があった場合は、学生厚生課まで連絡してください。
10. 雇用主の一方的な事由により解約された場合は、補償をしていただくことがあります。
11. 申し込みの内容に違約があった雇用主(法人、個人を問わず)には、今後斡旋はしません。